

そもそもパワーハラスメントは防止できるのか？

会社のための「ハラスメントの理解と防止策」セミナー

～パワーハラスメント防止と各種ハラスメントについてお伝えします～

令和4年4月から労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されています。厚生労働省 令和5年度個別労働紛争解決制度の施行状況では、「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が10年連続トップまです。

果たして、パワーハラスメントは防止できないのでしょうか？。

一般的なパワハラ防止研修で伝えられる「やってはいけないNG言動集」を覚えていくことは有効なのでしょうか？。本セミナーでは、「どうしたら良好な人間関係が築けるのか、どういう姿勢で人材育成に取り組んだら良いのか」という人材育成マネジメントの視点でパワハラ防止策をお伝えいたします。

<セミナー内容>

第1部 ハラスメントとは何かを知る

- パワーハラスメントの定義（3要素と6類型／該当する例・しない例）
- マタハラ、パタハラ、ケアハラ等の今後の法改正や対応策

第2部 ハラスメント防止策を人材育成マネジメントの観点から考える

- パワハラチェックリストで、自分自身にパワハラ傾向があるかを知る
- 人材育成の2つのマネジメントスタイル(管理型と自立型マネジメント)の違いとパワハラとの関係性を知る
- パワハラが起こらない「良い空気感」の職場を作るにはどうしたら良いか など

<講師プロフィール>

市島徹社会保険労務士事務所

代表 市島 徹

藤沢市出身。株式会社プリンスホテル
人事課を経て2004年開業。

労務相談を得意とし、人材育成・

就業規則・適正賃金等のアドバイスや労務手続き代行業務を行っている。スーパープレイングレーニング1級メンタルコーチとしても活動中。また、中学生の野球部の部活動の指導も行っている。



日時：2025年**3月12日（水）**

13:30～15:30（開場13:15）

定員：**20名**

（満席になり次第、締め切りとさせていただきます。）

会場：藤沢商工会館ミナパーク 503会議室
（藤沢市藤沢 607-1）

参加費：お一人様 10,000円（税込）

申込方法：下記参加申込書にご記入の上、3/7（金）までにメールまたはFAXにてお申込みください。

このまま切らずにメールまたはFAXで送信してください。

申込日：2025年 月 日

FAX:045-314-0011

貴社名		役職	
所在地	〒 -	ご参加者名	
TEL		FAX	

主催：市島徹社会保険労務士事務所 <http://www.ichijima-labor.com/>

<お問合せ> TEL：045-534-3001（アルクス総合事務所内） Email：itishima@alcs.co.jp

横浜市西区平沼 1-1-3 合人社高島橋ビル4階

※ご記入いただきました個人情報につきましては、会場詳細など当セミナーに関するご連絡のご案内のために利用します。